



Q

海外でテロに遭って傷害、死亡した場合の公的な補償はあるのですか？



A

「犯罪被害給付制度」という公的補償制度があります。

もともとこの「犯罪被害給付制度」の法律は、通り魔殺人等の故意の犯罪行為により、亡くなられた犯罪被害者の遺族や重傷病を負い身体に障害が残った犯罪被害者に対して給付金を支給する制度でした。

だけど、その後、「犯罪被害給付制度」は、テロ事件といえそうな昭和49年8月30日に発生した三菱重工ビル爆破事件（死者8人、負傷者380人）。

平成7年に発生した地下鉄サリン事件などの無差別殺傷事件を契機に、支給対象の拡大や支給額の拡大がされました。

しかし、現在、海外テロ事件の被害者に対しては補償されません。従って、今回のダッカ事件では支給されません。

ただし、対象となる犯罪被害のなかに、海外テロ事件にかかわりそうな支給対象として、以下の内容があります。

「支給の対象となる犯罪被害は、日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる犯罪行為（過失を除く。）による死亡、重傷病又は障害であり、緊急避難による行為、心身喪失者又は刑事未成年者の行為であるために刑法上加害者が罰せられない場合も、対象に含まれます。」

例えば、海外に旅行した際に日本の飛行機搭乗中の日本人がテロ集団にハイジャックされて死亡したり、重傷病又は障害を被ったりした場合に補償されると解釈できそうです。



Q

「犯罪被害給付制度」の補償内容は？



A

■遺族給付金

●支給を受けられる人

亡くなられた被害者の第一順位の遺族

●被害者が死亡前に療養を要した場合

負傷又は疾病から1年間における保険診療による医療費の自己負担分と休業損害を考慮した額の合算額を加算し、支給されます。

●支給額

生計維持関係遺族がいる場合 2,964.5万円～872.1万円

それ以外の場合 1,210万円～320万円

■重傷病給付金

●支給を受けられる人

療養1ヶ月以上の負傷または疾病で療養のために3日以上入院した被害者。

●支給額

療養1年間における保険診療による医療費の自己負担額と休業損害を考慮した額の合算額を加算し、支給されます。

■障害給付金

●支給を受けられる人

障害が残った被害者本人（障害等級：第1級～第14級）

●支給額

重度の障害（障害等級第1級から第3級）が残った場合

3,974.4万円～1,056万円

それ以外の場合

1,269.6万円～18万円



今回のテロ事件では特別に公的補償が支給されたと聞きましたが、どのような内容だったのでしょうか？



海外でのテロ事件の遺族に弔慰金を支給する「国外犯罪被害弔慰金支給法」が6月に成立していました。

ところが、法律がまだ施行されていないことから、遺族には補償金が支給されないため、政府は遺族に特別措置として200万円を支給することにしました。

今後海外でテロ事件に遭った場合に死亡、障害を被った場合には「国外犯罪被害弔慰金支給法」から支給されることになります。

その補償内容は？

●「国外犯罪被害弔慰金支給法」の支給を受けられる人と支給額は

■遺族給付金

●支給を受けられる人

亡くなられた被害者の第一順位の遺族

●支給額

死亡者1人当たり200万円

■障害給付金

●支給を受けられる人

全面介護が必要になったり、両足を失ったりした被害者本人

●支給額

1人当たり100万円



海外旅行傷害保険でテロ事件は補償されるのですか？



まずは、一般的な海外旅行保険のテロ・暴動などの免責条項を確認してみましょう。

主な事項は以下のことが保険金不払いの対象になります。

- ・戦争
- ・外国の武力行使
- ・革命
- ・政権奪取
- ・内乱、武装反乱
- ・その他これら類似の事変、暴動。

テロは、武装反乱、その他これら類似の事変、暴動に含まれるとしたら補償対象にはなりません。

しかし、いくつかの保険会社の海外旅行傷害保険でテロ事件について補償を調べたところ

某保険会社の海外旅行傷害保険のQ&Aがありました。

Q：テロにまきこまれてケガ等をした場合は補償されますか？

A：はい、「戦争・外国の武力行使など」に該当しない「テロ行為」については補償対象となります。したがって、万一ご旅行先でテロに遭われておケガをされた場合の治療費用はお支払いの対象となります。

また、ご旅行先でテロに遭われて死亡された場合の死亡保険金および後遺障害が生じた場合の後遺障害保険金もお支払いします。

とはいえ、各保険会社や補償の詳細内容はやはり海外旅行保険に加入する際に必ず内容の確認するようにしましょう。